

令和7年度

第10回教育委員会（定例）

令和7年11月21日提出

丹波篠山市教育委員会

(議事日程)

日 程 令和 7 年 1 1 月 2 1 日 午後 2 時 0 0 分～
場 所 市役所第 2 庁舎 3 階 2-301・302 会議室

開会あいさつ

開会宣言 時 分

日程第 1 第 9 回会議録の報告・承認

日程第 2 会議録署名委員指名

番委員 (委員)

日程第 3 会期の決定 自 令和 7 年 1 1 月 2 1 日 至 令和 7 年 月 日 日間

日程第 4 議案

第 1 3 号 丹波篠山市立篠山養護学校の校名変更について (教育総務課)・・・1 頁

第 1 4 号 丹波篠山市立特別支援学校の設置に関する条例の一部を改正する条例を市長
に提案することについて (教育総務課)・・・2 頁

第 1 5 号 丹波篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例を市長に提案することについて
(教育総務課)・・・3 頁

第 1 6 号 令和 8 年度公立学校教職員人事異動方針について (学校教育課)・・・4 頁

第 1 7 号 丹波篠山市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制
定について (学校給食センター)・・・6 頁

第 1 8 号 丹波篠山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を
市長に提案することについて (子育て企画課)・・・7 頁

第 1 9 号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条
例を市長に提案することについて (保育教育課)・・・18 頁

第 2 0 号 令和 7 年度 1 2 月補正予算案を市長に提案することについて
(教育総務課)・・・20 頁

日程第 5 報告事項

1 寄附採納について (教育総務課)・・・21 頁

2 後援名義の承認について (教育総務課)・・・22 頁

3 小中学校児童生徒の問題行動等について (学校教育課)・・・24 頁

4 令和 7 年度 1 1 月小・中・特別支援学校定例校長会について
(学校教育課)・・・27 頁

5 部活動ガイドラインの改訂について (学校教育課)・・・28 頁

6 教育長報告 ・・・29 頁

《次回定例会》

教育委員会(定例) 日程：令和 7 年 12 月 18 日 (木) 14:00～ 場所：市役所第 2 庁舎 3 階 2-301・302 会議室

議案第13号

丹波篠山市立篠山養護学校の校名変更について

丹波篠山市立篠山養護学校の校名変更について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第4条第19号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めらる。

令和7年11月21日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

次のとおり変更する。

- 1 変更前の名称
丹波篠山市立篠山養護学校
- 2 変更後の名称
丹波篠山市立ささやま支援学校
- 3 変更年月日
令和8年4月1日

議案第14号

丹波篠山市立特別支援学校の設置に関する条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて

丹波篠山市立特別支援学校の設置に関する条例の一部を改正する条例を市長に提案したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第4条第9号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和7年11月21日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹後政俊

丹波篠山市立特別支援学校の設置に関する条例の一部を改正する条例

丹波篠山市立特別支援学校の設置に関する条例（平成11年篠山市条例第81号）の一部を次のように改正する。

別表中「丹波篠山市立篠山養護学校」を「丹波篠山市立ささやま支援学校」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第15号

丹波篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて

丹波篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を市長に提案したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第4条第9号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和7年11月21日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹後政俊

丹波篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

丹波篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成11年篠山市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表保育園・学校関係の非常勤の特別職の部学校薬剤師の項を次のように改める。

学校薬剤師	年額
	学校1校につき 74,000円
	幼稚園1園につき 37,000円
	認定こども園1園につき 64,000円

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第16号

令和8年度公立学校教職員人事異動方針について

令和8年度公立学校教職員人事異動方針を次のように定めたいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第4条第5号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和7年11月21日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹後政俊

《以下次頁》

令和8年度公立学校教職員人事異動方針

丹波篠山市教育委員会

I 基本方針

教職員が使命感と高い倫理観を持って職務に専念し、家庭・地域と連携・協働して、児童生徒一人一人が光り輝き、安心して学べる魅力ある学校づくりを進めるとともに、働きがいのある風通しのよい職場づくりを推進するため、人事配置を通して、市内小・中・特別支援学校の一層の発展を期する。

【実施にかかる基本事項】

実施にあたっては、上記基本方針に基づくとともに、県費負担教職員については、兵庫県教育委員会の令和8年度公立学校教職員人事異動方針に準じて行うものとする。

1 適材適所の配置

職員の能力を最大限発揮できるよう、適材を適所に配置するとともに、職員構成の適正化に努める。

2 人材育成及び計画的な交流の推進

各学校における取組を中・長期的に継続するため、人材育成の観点から、全市的視野に立って、計画的な交流を積極的に進める。

II 実施にあたっての留意事項

1 管理職

- (1) 安定した学校運営を継続するため、積極的に若手管理職の登用を図る。
- (2) 学校運営の活性化を図るためには多様な視点が必要であることから、女性管理職の登用をより積極的に進める。

2 教員

- (1) 実践的指導力育成の観点から、原則として現任校に3年以上在勤した者は異動対象とし、定年引上げ・暫定再任用も視野に入れ、次の事項を考慮して計画的に行う。
 - ①同一校で勤務年数の長い者
 - ②教科等の都合上、交流を要する者
 - ③その他、特別の事情がある者
- (2) 次に該当する者については、原則として異動を行わない。
 - ①休職中 ②療養中 ③派遣中 ④産前産後休暇中 ⑤育児休業中
- (3) 育成の観点から、初任者を含めた全ての教職員について、配置及び異動先を考慮し、計画的に行う。

3 事務職員

- (1) 原則として現任校に3年以上在勤した者は異動対象とし、次に該当する者はそれぞれの実情に応じ、個別に検討する。
 - ①異動により、校務運営上支障があると認められる者
 - ②職員の健康上、異動に支障があると認められる者 等
- (2) 同一校での士気の低下を防ぐためにも、長期間滞留することのないよう考慮し、計画的に行う。

III その他

- 1 人権教育、へき地教育、地域とともにある学校づくりの充実に配慮する。
- 2 異動及び再任用の配置にあたっては、学校の職員構成、本人の希望、介護などその他の事情について、校長の意見を参考にする。

議案第17号

丹波篠山市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定
について

丹波篠山市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定
したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）
第4条第11号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和7年11月21日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹後政俊

丹波篠山市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則

丹波篠山市立学校給食センター設置条例施行規則（平成11年篠山市教育委員会規則第1
3号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「（運営委員）」に改め、同条中「の構成」を削り、「次のとおりと」
を「次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の保護者

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第18号

丹波篠山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を
市長に提案することについて

丹波篠山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を市長に提案したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第4条第9号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和7年11月21日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹後政俊

《以下次頁》

丹波篠山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第20条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第24条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雑則（第27条・第28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が適切な遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助（以下「乳児等通園支援」という。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第3条 市長は、丹波篠山市子育ていちばん条例（平成23年篠山市条例第22号）第11条に規定する丹波篠山市子ども・子育て会議の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運

営を向上させなければならない。

- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練(次項の訓練を除く。)をするように努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じて当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又

は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、その乳児等通園支援事業所に、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であつて次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園

支援事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。
 ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
 イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段

		2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

- (イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

- 第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。
- 2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。
 - 3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。
 - (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であつて、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たつて当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。
 - (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であつて、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通

園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例（平成24年兵庫県条例第4号）（保育所に係るものに限る。）
- (2) 認定こども園 認定こども園の認可等に関する条例（平成18年兵庫県条例第63号）
- (3) 家庭的保育事業等を行う事業所 丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年篠山市条例第22号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識すること

ができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第19号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
を市長に提案することについて

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を市長に提案したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第4条第9号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和7年11月21日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹後政俊

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年篠山市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定子ども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定子ども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定子ども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

（丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年篠山市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「利用開始時の」を「同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時

第23条第2項中「又は」を「（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。））又は」に改める。

第29条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

第31条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

第44条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所A型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

第47条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

（丹波篠山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 丹波篠山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年篠山市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「保育士」の次に「（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士）」を加える。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第20号

令和7年度12月補正予算案を市長に提案することについて

令和7年度12月補正予算案を次のように市長に提案したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第4条第9号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和7年11月21日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下別紙1》

報告 1

寄附採納について

次のとおり寄附の申し出があり承認いたしましたので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和7年11月21日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

No.	寄附者	品目	数量	価格	備考
1	公益財団法人 日本教育公務員弘済会 理事長 高野 富二男	高压洗浄機	1台	27,940円 相当	篠山養護学校で環境美化のために活用
2	小林 守	絵本、玩具等	多数	—	味間認定こども園で活用
3	山下 晋司	古文書等の歴史資料	1式	—	丹波篠山市に関する歴史資料として、市史編さん事業で保存・活用

報告 2

後援名義の承認について

丹波篠山市教育委員会の後援名義使用願いについて、次のとおり承認しましたので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和7年11月21日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

No.	名称	実施日	団体	場所
1	第11回丹波ささやま人形劇フェスタ	令和7年11月23日 ・24日	丹波ささやま人形劇フェスタ実行委員会 砂山 真一	篠山チルドレンズミュージアム
2	丹波の森ジュニアコーラスフェスティバル	令和8年1月25日	丹波の森ジュニアコーラスフェスティバル実行委員会 実行委員長 塩見 浩之	丹波の森公苑
3	篠山少年少女合唱団第50回リサイタル	令和8年2月22日	篠山少年少女合唱団 団長 飯田 天祥	田園交響ホール
4	GenerativeAI-Tech Camp (生成AI授業・校務活用研究会成果発表会)	令和7年11月15日	生成AI授業・校務活用研究会 丹波篠山市立西紀小学校 学校長 藤原 典英	四季の森生涯学習センター東館
5	第14回丹波篠山市民センターまつり	令和7年12月14日	一般社団法人ウイズささやま 代表理事 井本 季伸	丹波篠山市民センター
6	タッチングアロマでほっ香り体験会 第5回ナイトアロマ	令和7年11月12日	NPO法人タッチングアロマ笑香 理事長 吉竹 節子	丹波篠山市民センター

No.	名称	実施日	団体	場所
7	キッズプログラミング体験&マネー講座	令和8年1月17日	ママラボ南丹 代表 西村 星奈	城東公民館
8	小中学生ふれあい俳句募集	令和7年12月15日 ～令和8年2月15日	丹波篠山市俳句協会 会長 林 芳子	丹波篠山市民センター

報告 3

小中学校児童生徒の問題行動等について

小中学校児童生徒の問題行動等について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和7年11月21日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下次頁》

令和6年・令和7年度 小学校児童の問題行動等件数

丹波篠山市教育委員会学校教育課 令和7年9月末現在
上段は昨年度、下段は今年度の数

		年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
暴力行為	対教師暴力	学校内	R6					1	3				1		5	
			R7		1		1		1						3	
		学校外	R6													
			R7													
	生徒間暴力	学校内	R6	1							1	2	1	1	6	
			R7	2	4	11	3		4	2					26	
		学校外	R6													
			R7													
	対人暴力	学校内	R6													
			R7													
		学校外	R6													
			R7													
	器物損壊	R6							1						1	
		R7	1												1	
恐 喝	R6															
	R7															
窃盗・万引き等	R6								1						1	
	R7															
その他(強盗・放火等)	R6															
	R7															
怠情浪費	深夜はいかい	R6														
		R7														
	家 出	R6														
		R7														
	無断外泊	R6														
		R7														
	金品持ち出し	R6														
		R7														
不健全性的行為	R6															
	R7															
飲酒喫煙等	飲 酒	R6														
		R7														
	喫 煙	R6														
		R7														
	薬物乱用	R6														
		R7														
粗暴	けんか	R6			1										1	
		R7						1							1	
その他(不良交遊・危険遊戯・指導不服従等)	R6		2	5				2	2	10	8	11	9	6	55	
	R7	1		1					2						4	
無免許運転	R6															
	R7															
いじめ	R6	1	9	5	2			1	9	5	3	4	7	46		
	R7		6	11	4			4	9					34		
合 計	R6	2	11	11	2			5	15	16	13	16	18	109		
	R7	4	11	23	8			10	13					69		

不登校	R6児童数	R6	8	11	16	16	17	18	20	22	27	29	31
	1875		0.43%	0.59%	0.85%	0.85%	0.91%	0.96%	1.07%	1.17%	1.44%	1.55%	1.65%
	R7児童数	R7	3	9	10	10	11	13					
	1816		0.17%	0.50%	0.55%	0.55%	0.61%	0.72%					

令和6年・令和7年度 中学校生徒の問題行動等件数

丹波篠山市教育委員会学校教育課 令和7年9月末現在
上段は昨年度、下段は今年度の数

		年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計			
暴力行為	対教師暴力	学校内	R6		2											2		
			R7															
		学校外	R6															
			R7															
	生徒間暴力	学校内	R6	2	2	2	1		6	4		2		1	1	21		
			R7	2		4	6	1	1	5						19		
		学校外	R6															
			R7							1							1	
	対人暴力	学校内	R6															
			R7															
		学校外	R6															
			R7															
器物損壊		R6			1				1		2		2		6			
		R7		1		1		1							3			
恐 喝		R6																
		R7																
窃盗・万引き等		R6																
		R7																
その他(強盗・放火等)		R6									1				1			
		R7						1	1						2			
怠惰浪費	深夜はいかい	R6																
		R7																
	家 出	R6																
		R7																
	無断外泊	R6																
		R7																
	金品持ち出し	R6												2		2		
		R7						1								1		
不健全性的行為		R6																
		R7	2												2			
飲酒喫煙等	飲 酒	R6																
		R7																
	喫 煙	R6																
		R7																
	薬物乱用	R6																
		R7																
粗暴	けんか	R6						1			1		1		3			
		R7		1											1			
その他(不良交遊・危険遊戯・指導不服従等)		R6	7	8	4	7	1	12	6	6	2	3	4	6	66			
		R7	6	12	5	6	1	6	21						57			
無免許運転		R6																
		R7																
いじめ		R6	1		4			9	2	2	4	3	1		26			
		R7	1	6	10	3	2	1	2						25			
合 計		R6	10	12	11	8	1	28	13	8	12	6	11	7	127			
		R7	11	20	19	16	5	11	29						111			

不登校	R6生徒数	R6	21	35	40	37	45	52	64	70	77	79	78
	1006		2.09%	3.48%	3.98%	3.68%	4.47%	5.17%	6.36%	6.96%	7.65%	7.85%	7.75%
	R7生徒数	R7	12	26	29	29	38	45					
	990		1.21%	2.63%	2.93%	2.93%	3.84%	4.55%					

報告 4

令和 7 年度 1 1 月 小・中・特別支援学校定例校長会について

令和 7 年度 1 1 月 小・中・特別支援学校定例校長会について、丹波篠山市教育委員会事務
決裁規則（平成 1 4 年篠山市教育委員会規則第 5 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき報告いた
します。

令和 7 年 1 1 月 2 1 日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下別冊 1》

報告 5

部活動ガイドラインの改訂について

部活動ガイドラインの改訂について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和7年11月21日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下別冊2》

報告6 教育長報告

日	月	火	水	木	金	土
				10/23 11:00 R8 教育・R8 当初予算 (主要事業) 教育長 ヒアリング	10/24 9:00 来客対応 10:00 高齢者大学 たんなん学 園講話(四 季の森生涯 学習C) 14:00 京都大学訪 問	10/25
10/26 11:15 第14回篠山 鳳鳴同窓会 関東支部 (大宮八幡 宮清涼殿)	10/27 9:00 R8 当初予算 (主要事業 以外) 教育 長ヒアリン グ 15:15 市長協議	10/28 8:30 政策会議 9:00 財政持続的 発展計画検 討会 13:00 R8 当初予算 (主要事業 以外) 教育 長ヒアリン グ	10/29 9:00 R8 当初予算 (主要事業 以外) 教育 長ヒアリン グ 10:00 戦没者追悼 式(田園交 響ホール) 16:00 協議 17:00 所属長会議	10/30 令和7年度 近畿都市教 育長協議会 (滋賀県)	10/31 10:55 決算全体会 (表決) 13:30 市長協議 (給食費) 16:30 面談 19:00 城東保育園 ・かやのみ 幼稚園あり 方検討委員 会	11/1 10:00 丹波篠山市 文化の祭典 多紀会場開 会行事(ハ ートピアC)

日	月	火	水	木	金	土
11/2	11/3	11/4	11/5	11/6	11/7	11/8
10:00	10:00	8:30	8:45	9:15	9:00	10:50
令和7年度 文化の祭典 城東会場 (城東公民 館)	令和7年度 丹波篠山市 功労者表彰 式(丹南健 康福祉C)	部長会議・ 政策会議	令和7年度 学校園経営 ビジョンヒ アリング 16:30 所属長会議 19:00 協議	12月補正市 長ヒアリン グ 10:00 小・中・特 別支援学校 11月定例校 長会 11:45 協議 13:00 財政持続的 発展計画検 討会 15:20 令和7年度 学校園経営 ビジョンヒ アリング	丹波篠山市 幼稚園・こ ども園教育 研究会(か やのみ幼稚 園) 13:20 第24回丹波 地区小中特 別支援学校 事務研究協 議会研究会 開会行事 (山南住民 C) 15:30 【11月】議 案検討会 19:00 協議	親子でワク ワクフェス ティバル挨 拶(丹波篠 山総合スポ ーツC)

日	月	火	水	木	金	土
11/9	11/10 8:45 令和7年度 学校園経営 ビジョンヒ アリング 19:00 子ども・子 育て会議 (四季の森 生涯学習C)	11/11	11/12 8:30 政策会議 9:00 11月例規審 査会 11:00 令和7年度 丹波篠山市 展最優秀賞 審査会(丹 波篠山市民 C) 14:00 丹波篠山市 菊花展表彰 式(篠山城 跡大書院) 16:00 所属長会議	11/13 10:00 財政持続的 発展計画検 討会 12:00 丹波地区教 育委員会連 合会視察研 修(朝来市)	11/14 9:00 教育委員研 修	11/15 8:40 (篠山東雲 高校)オー プンハイス クール
11/16	11/17	11/18 8:30 政策会議 15:15 永年勤続者 表彰(丹波 教育事務 所)	11/19 17:30 所属長会議	11/20	11/21 10:00 社会福祉協 議会要望 (市長・教 育長面談)	

シン読解力について

『シン読解力（新井紀子著）』より

丹波篠山市教育委員会 教育長 丹後政俊

1 AI との上手な付き合い方

AI の欠点（使い手の能力を超えることはできない。呼吸をするようにうそをつく）を理解したうえで、上手に使いこなす（・アイデア出しのための壁打ちに使う ・自分がやればできる内容だが、面倒な時に使う）と、仕事は非常に効率化できる。

AI と競争する「AI 対 人間」ではなく⇒AI を使いこなす「人間 × AI」

※その前提として必要な能力が、「シン読解力」

2 シン読解力が必要な理由

1 「シン読解力」とは「知識や情報を伝達する目的で書かれた自己完結的な文書（解釈が一つに定まる文書で文学作品は対象としない）」を読み解く力

※リーディングスキルテスト（RST）は、自己完結的な文書を自力で読み解く力を測るもので、能力診断は6分野にわたる。

「係り受け解析」「照応解決」「同義文判定」「推論」「イメージ固定」「具体例同定」

※RSTは「全国学力・学習状況調査」とも、一般的な学力テストとも強い相関あり

SPI（採用活動に使われる総合適性検査、性格特性や基礎的な知的能力）相関なし

2 テクノロジーの進歩のスピードが猛烈な時代で求められるのは「自力で学び続けられるスキル」で、その基盤となるのがシン読解力

3 仕事上のやり取りが電話や対面から、メールや添付ファイルに変わり、文書の生産力も必要

4 生成AIの文章を自力で読み解く力が必要

※シン読解力は才能ではなくスキルであり、適切なトレーニングをすれば、いくつになっても改善する。

5 学校教育では、誤読には「もっと、ちゃんと、しっかり読みなさい」としか言わず、「シン読解力」を培うための教育手法がこれまで存在していなかった。

※学校教育の役割の真ん中に、「教科書を読んでわかるようになること」を置く

3 シン読解力テストとトレーニング法

(1) 次の文章を読んで、下の文の()に最も適当なものを選びなさい。

☆『係り受け解析』 正答率 中学生 6.6% 高校生 20.0% 大人 24.4%
ガソリン車からEVへの大転換「EVシフト」は、自動車部品の製造に欠かせない工作機械にとって、EV部品の増産に向けた設備投資や、新たな加工に対応するための機械更新といった大きな需要が期待できる機会だ。

大きな需要を期待できるのは()である。

- ①EVシフト ②工作機械 ③EV部品の増産 ④設備投資

(2) 次の文を読んで、直接金融を利用している主体(人や会社)として当てはまるものを、下の選択肢からすべて選びなさい。

☆『具体例同定』 正答率 中 21.4% 高 17.1% 全体 21.4% 教員 17.6%
資金が不足している経済主体と、資金に余裕がある経済主体との間で資金を貸し借りするのが金融である。金融は資金の貸し手と借り手が直接に資金を融通し合う直接金融と、銀行などの金融機関を介して資金の貸し借りを行う間接金融に大別される。

- 選択肢①A 銀行に預金している中学生 ②祖父母からお年玉をもらったBさん
③C 銀行に勤めている人 ④D 大学から奨学金を借りた人

(3) 次の文が表す内容と、その下の文が表す内容は、「同じ」か「異なる」か?

○水星・金星・地球と火星は地球型惑星である。

○水星・金星・地球や火星は地球型惑星である。

↓ ☆『同義文判定』カトレーニング

① 下記の文章の□に適切な助詞を入れなさい(「は」は使わない)。

幕府は、将軍□1万石以上の領地を与えた武士□大名として全国に配置し、各地□支配させました。大名□与えられた領地とそれを支配する組織□藩と呼ばれます。

(4) 次の記事を読んで、省略されている箇所に()をつけ、何が入るか?

米製薬大手ファイザーとドイツのバイオ企業ビオンテックが開発した新型コロナウイルスのワクチンについて、厚生労働省の専門部会は12日、()の製造販売の承認を了承した。早ければ()は)14日に()によって)正式に承認され、17日にも医療従事者への先行的な接種が始まる見通し

↓ ☆『照応解決』カトレーニング

住宅金融公庫の1968年版年報によると、67年の戸建てプレハブ住宅の建設数は1万9千戸で全国の新築個数の1.5%。民間の住宅ローンはまだ勃興期で、住宅ローンといえば公庫融資の時代。()の融資限度額は大きくなかった。この年、大都市とその近郊で、()は)住宅だけなら80万円前後、土地つきで約140万円。

